

別表 1

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数 ¹
1	1	1	0.3	1
2	50	2	0.5	1
	51 ~ 500	3	0.5	1
	501 ~ 3,200	5	0.5	1
	3,201	8	0.5	1
3	50	3	1 ²	1
	51 ~ 150	5	1 ²	1
	151 ~ 500	8	1 ²	1
	501 ~ 3,200	13	1 ²	1
	3,201 ~ 35,000	20	1 ²	1
	35,001	32	1 ²	1
4	150	3	1 ²	1
	151 ~ 1,200	5	1 ²	1
	1,201	8	1 ²	1
5	150	3	0.5 ³	1
	151 ~ 1,200	5	0.5 ³	1
	1,201	8	0.5 ³	1
6	150	6 (3 × 2)	1 (0.5 × 2) ⁴	2
	151 ~ 1,200	10 (5 × 2)	1 (0.5 × 2) ⁴	2
	1,201	16 (8 × 2)	1 (0.5 × 2) ⁴	2
7	150	6 (3 × 2)	2 (1 × 2) ⁵	2
	151 ~ 1,200	10 (5 × 2)	2 (1 × 2) ⁵	2
	1,201	16 (8 × 2)	2 (1 × 2) ⁵	2
8	150	3	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより1尾を採取する。 ⁶	3
	151 ~ 1,200	5		5
	1,201	8		8
9	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの。	1
10	50	2	0.5 (0.25 × 2)	1
	51 ~ 500	4 (2 × 2)	1 (0.25 × 2) × 2	2
	501	6 (2 × 3)	1.5 (0.25 × 2) × 3	3
11	50	2 (2 × 1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1
	51 ~ 500	3 (3 × 1)		1
	501 ~ 3,200	6 (3 × 2)		2
	3,201	9 (3 × 3)		3

¹ 複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

² 乾燥えび、乾燥野菜、乾燥果実及び茶(抹茶を除く。)にあつては0.3とする。

³ しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0.25とする。

⁴ しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0.25 × 2 = 0.5とする。

⁵ 乾燥えびにあつては0.3 × 2 = 0.6とする。

⁶ 活魚車等の輸送形態における検体採取については、1尾を1ロットとする。